

西川の流域治水の推進に向けて — 特定都市河川の指定の検討 —

和歌山県・御坊市・美浜町・日高町・日高川町

西川の流域治水

○流域治水とは

- ・ 気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、流域のあらゆる関係者が協働してハード、ソフト一体で多層的に水災害対策を行う考え方
 - ① 氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策（河川整備、ダム の 事前放流、ため池の治水利用など）
 - ② 被害対象を減少させるための対策（土地利用規制、移転促進、不動産取引時の水害リスク情報提供）
 - ③ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策（水害リスク情報の空白地帯解消、避難体制強化）
- ・ 西川流域を含む日高川流域では、日高地方等における大規模氾濫減災協議会（国・県・市町等の様々な機関で構成）において、「日高川流域治水プロジェクト」に基づく対策についての、進捗報告や事例紹介などを通じ、関係機関が連携して治水対策を推進



○西川流域の河川整備（和歌山県）

【河川整備計画】

- ・ H28.3に二級河川日高川水系河川整備計画を策定し、計画的に河川整備を推進中
- ・ 西川流域では、西川本川に加えて、下川、斎川、堂閉川の整備を計画に位置づけ
- ・ 近年は、国土強靱化の予算等を活用し、整備を加速化

＜事業の進捗状況＞

- 西川：下流から美浜大橋付近まで1.6kmの整備が完了（1.6km/4.8km）
- 下川：放水路を設計中
- 堂閉川：付替河道を設計中

- ・ また、支川の志賀川では局所改良を進めるとともに、河道掘削等の対策を実施



【西川 大川橋付近】



【西川 斎川合流点付近】



【志賀川 河道掘削】



西川の流域治水

○災害対応訓練の実施（御坊市）

- ・梅雨時期の風水害を想定し、職員災害対応訓練（令和6年2月17日（土）風水害の対応訓練は初めて）を行った。

＜状況付与例＞

- ・線状降水帯の発生・道路冠水による通行止め
- ・土砂災害による通行止め・ダム放流による河川増水・停電等



【風水害を想定した災害対応訓練】



○職員水防訓練の実施（日高町）

- ・毎年出水期前に役場職員を対象に水防訓練を実施している。

＜実施内容＞

- ・土のう作成、発電機及び水中ポンプ稼働訓練等



【二人一組で土のうを作成】



【ポンプを設置する訓練】

○農業用樋門の治水運用（美浜町）

- ・台風など大雨が予想される場合、本川（西川）の水位が低い時に、農業用樋門を開けることで、支川（和田川）の水位を低下させて、大規模出水に備えている（治水利用している）。

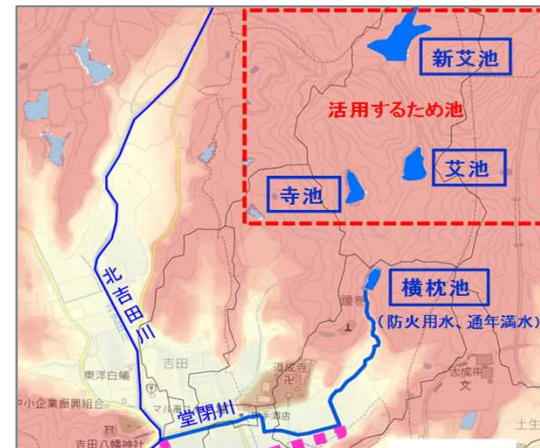


【和田川樋門】



○ため池の低水位管理（日高川町）

- ・ため池（新艾池、艾池、寺池）の低水位管理により治水利用し、西川流域（堂閉川）の浸水被害の軽減に取り組んでいる。



- 日高川町では、ため池管理者にため池の管理点検、事前放流・低水位管理を依頼

＜依頼例＞

- ・かんがい期：
大雨が予想される時は用水量の確保に留意しつつ事前放流による水位低下
- ・非かんがい期：
低水位管理の徹底

西川流域の浸水被害

- 西川流域では過去から深刻な浸水被害が頻発
- 令和5年6月の梅雨前線による大雨及び台風第2号では、床上浸水22件、床下浸水54件、合計76件の家屋浸水被害が発生
- 気候変動による降雨の増加が懸念されており、河川整備に加え、流域が一体となった対策の推進が必要



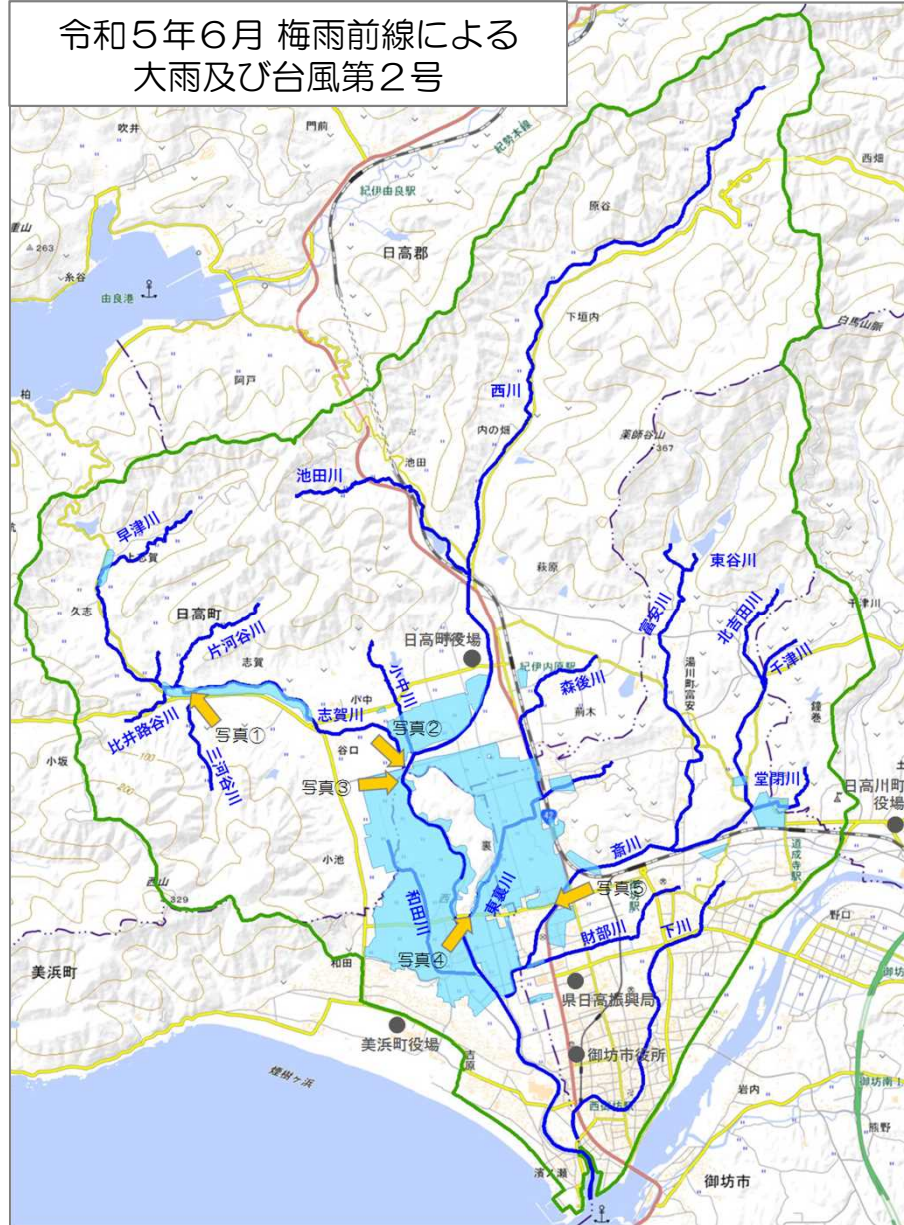
【①志賀川 武道館付近】



【②西川 志賀川合流部付近】



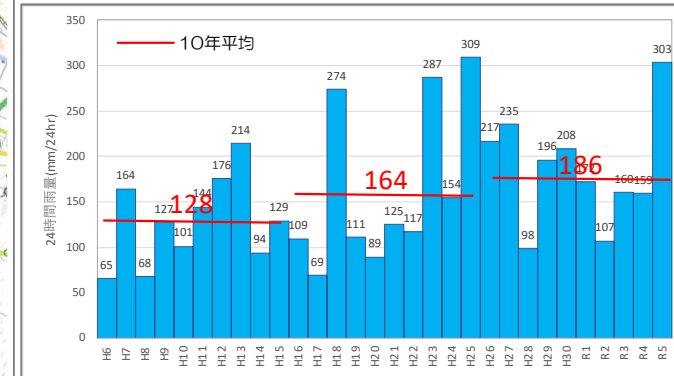
【③西川 越水の様子 志賀川合流部下流】



【④東裏川 西川合流部上流】



【⑤国道42号小松原交差点(東)】



【御坊観測所 年最大24時間降雨】

特定都市河川浸水被害対策法

○流域治水関連法

- 流域治水の実効性を高め強力に推進するための法定枠組みとして流域治水関連法が整備されR3.11全面施行
- その中核を成す制度が、特定都市河川浸水被害対策法（通称：特定都市河川法）
- 法指定の対象河川の拡大や制度の充実が図られるとともに、**特定都市河川浸水被害対策事業（国の予算制度）が創設**
- 全国的に法指定や指定に向けた検討が推進

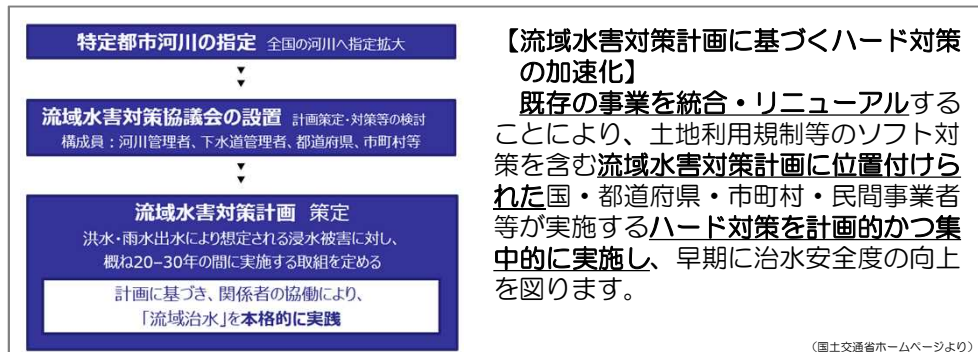
(R6.3.12時点)

指定時期	流域数	河川数	備考	
法改正前の指定	約17年間	8	64	近畿では寝屋川(大阪府)
法改正後の指定	R3.11~R5.3	17	207	R3.11改正法全面施行
指定済(合計)		25	271	

加えて、全国の計29流域で指定の検討を公表

○流域水害対策協議会

- 法改正により流域水害対策協議会の制度が創設
- 河川管理者（県）や市町等で構成され、**流域水害対策計画の策定、フォローアップを実施**
- 浸水想定（水害リスク）を踏まえた、土地利用の方向性を検討



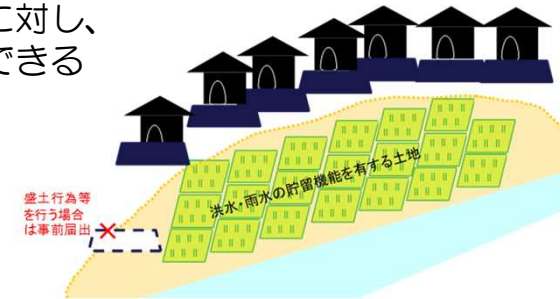
○雨水浸透阻害行為の許可

- 特定都市河川流域内では、宅地等以外の土地で行う1,000m²以上の雨水浸透阻害行為（土地からの雨水の流出を増加させる行為）が許可制
- 流出を増加させないための対策（雨水貯留浸透施設の設置）が実施されることで、浸水被害の防止・軽減が図られる



○貯留機能保全区域の指定

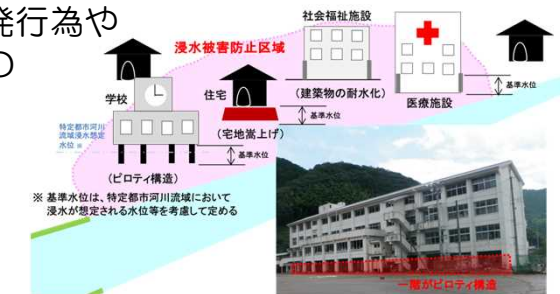
- 洪水、雨水を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定し、機能を阻害する盛土等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる



(備考)
特定都市河川法の指定後、適用を検討する制度

○浸水被害防止区域の指定

- 浸水被害が頻発し、住民等の生命、身体に著しい危害が生じる恐れのある土地を指定し、開発行為や居住誘導・住まい方の工夫等の措置を講ずることができる



(備考)
特定都市河川法の指定後、適用を検討する制度

(※本ページは特定都市河川法の概要を説明したもので、これら以外にも浸水被害軽減に関する様々な制度がある。)